

まちづくり環境委員会
令和4年9月 15・16 日
まちづくり推進部 資料 14 番
所管 建築調整課

議案第74号資料

大田区営住宅条例の一部を改正する条例について

1 改正理由について

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」における「不当な差別的取扱いの禁止」の趣旨を踏まえ、障がい者の区営住宅入居資格要件を見直すため。

2 改正概要について

新旧対照表のとおり

3 施行予定日

公布の日

大田区営住宅条例（平成9年条例第50号）新旧対照表

新	旧
<p>○大田区営住宅条例</p> <p>平成9年12月12日 条例第50号</p>	<p>○大田区営住宅条例</p> <p>平成9年12月12日 条例第50号</p>
<p>第1条から第5条まで 略</p> <p>（使用者の資格）</p> <p>第6条 区営住宅を使用することのできる者（第5号にあっては、現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）を含む。）は、申込みをした日において、次の各号（第4項に規定する高齢者住宅及び車いす住宅を使用することのできる者）に掲げる条件を具備している者でなければならない。</p> <p>（1）～（5） 略</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者にあつては、前項第2号の規定にかかわらず、現に同居し、又は同居しようとする親族があることを要しない。 _____ _____ _____ _____</p> <p>（1）～（8） 略</p> <p>3～5 略</p> <p>第7条から第41条まで 略</p>	<p>第1条から第5条まで 略</p> <p>（使用者の資格）</p> <p>第6条 区営住宅を使用することのできる者（第5号にあっては、現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）を含む。）は、申込みをした日において、次の各号（第4項に規定する高齢者住宅及び車いす住宅を使用することのできる者）に掲げる条件を具備している者でなければならない。</p> <p>（1）～（5） 略</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者にあつては、前項第2号の規定にかかわらず、現に同居し、又は同居しようとする親族があることを要しない。<u>ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</u></p> <p>（1）～（8） 略</p> <p>3～5 略</p> <p>第7条から第41条まで 略</p>

新	旧
<p data-bbox="300 264 395 295"><u>付 則</u></p> <p data-bbox="210 318 801 349"><u>1 この条例は、公布の日から施行する。</u></p> <p data-bbox="210 371 845 739"><u>2 改正後の大田区営住宅条例（以下「新条例」という。）第6条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に新条例第5条第1項の規定による使用の申込みを行う者について適用し、同日前に使用の申込みを行った者については、なお従前の例による。</u></p>	